

特定非営利活動法人NPOほほハウス

非常災害時対応マニュアル

及び

避難確保計画

2021年6月1日 現在

目 次

I	マニュアルの意義	2
II	利用者特性に応じた支援	3
III	平常時の対策	4
IV	初動体制の確立	7
V	災害時等の行動	7
VI	その他	9
	別表第1（職員等連絡先一覧）	11
	別表第2（緊急連絡先一覧）	12
	別表第3（各事業所の班体制）	13
	添付資料（各施設避難経路）	

NPOぽぽハウス非常災害時対応マニュアル 及び 避難確保計画

I マニュアルの意義

このマニュアルは、特定非営利活動法人NPOぽぽハウス（以下「法人」という。）の各事業所において、非常災害時（台風や地震時等）に利用者、職員等の安全確保および施設の適切な管理を図るために策定するものです。及び、水防法第15条の3第1項に基づく避難確保計画を合わせ持つものです。

本マニュアルの適用範囲

- ・ 震度5弱以上の地震が彦根市で感知された場合（地震）
- ・ 台風等で各事業所が立地する地域を対象に5段階の警戒レベルの警戒レベル3（高齢者等避難）以上及び気象庁等情報の特別警報、暴風警報など警戒レベル3相当以上の警報等（以下「警戒レベル3等」という。）が発令された場合、ただし、現在の状況やその後の状況変化予測等に応じて臨機応変に対応することを妨げない。
- ・ その他、法人統括責任者が必要と認める場合（火災等）

言葉の定義

<避難情報等>		<防災気象情報>	
警戒レベル	避難行動等	避難情報等	警戒レベル相当情報（例）
警戒レベル5 命の危険 直ちに安全確保	既に災害が発生している状況です。 命を守るための最善の行動をとりましょう。	緊急安全確保	警戒レベル5相当情報 氾濫発生情報 大雨特別警報 等
警戒レベル4 全員避難	速やかに避難先へ避難しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所に避難しましょう。	避難指示	警戒レベル4相当情報 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 等
警戒レベル3 高齢者等は避難	避難に時間を要する人（ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等）とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避	高齢者等避難	警戒レベル3相当情報 氾濫警戒情報 大雨警報、洪水警報、 暴風警報、大雪警報、 暴風雪警報 等

	難の準備を整えましょ う。		
警戒レベル 2 避難行動の確認	避難に備え、ハザードマ ップ等により、自らの避 難行動を確認しましょ う。		警戒レベル 2 相当情報 洪水注意報 大雨注意報 氾濫注意情報 等
警戒レベル 1 心構えを高める	災害への心構えを高め ましょう。		警戒レベル 1 相当情報 早期注意情報

II 利用者特性に応じた支援

【タイプ分けと具体的な対応策】

区 分	利用者特性によるタイプ分け	具体的な対応策
情報の受信に支援が必要な方	<ul style="list-style-type: none"> ・目が不自由な利用者 ・耳が不自由な利用者 ・情報の理解や判断が難しい利用者(知的障害・精神障害がある方等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・音声による誘導の検討 ・情報表示ボードの準備 ・避難誘導等の介助者の確保
情報の発信に支援が必要な方	<ul style="list-style-type: none"> ・言葉が不自由な利用者 ・耳が不自由な利用者 ・自分の意思を正確に伝えられない利用者(知的障害・精神障害・認知症のある方等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・身振り、手話、絵、筆談など視覚による情報伝達方法の検討 ・避難誘導等の介助者の確保 ・簡潔で具体的な指示
移動に支援が必要な方	<ul style="list-style-type: none"> ・車いすや歩行補助具を使用し移動に著しい制限がある方 ・一人では移動できない利用者(知的障害・精神障害、寝たきり等虚弱な方) ・目が不自由な利用者 	<ul style="list-style-type: none"> ・移動手段として介助者と用具の確保(車イス、ストレッチャーなど) ・避難誘導等介助者の確保
判断に支援が必要な方	<ul style="list-style-type: none"> ・状況の理解や判断が困難な利用者(知的障害・精神障害・認知症のある方等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導等介助者の確保
精神的ケアが必要な方	<ul style="list-style-type: none"> ・発災や急激な環境変化で精神的な動揺が激しく起こる方(知的障害・精神障害のある方等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・普段の行動特性を知っている方の支援 ・利用者にあった支援者の確保 ・薬の服用(服薬名・容量の把握)

III 平常時の対策

(1)対策別の対応策

災害時に適切な対応ができるよう、施設の状況や周囲の環境を知ること、役割分担や連絡体制などを事前に定めておくとともに、施設の防災対策など、必要な準備を整えておく。

【対策別の対応策】

対 策		具 体 的 な 対 応 策
	①立地条件と災害予測	施設の立地条件の把握と災害の予測 ☆立地条件等・・・P.5
災 害 時 体 制 整 備	②役割分担の決定	災害対応を適切に行うための災害時の役割分担 ☆役割分担表・・・P.5、P.6
	③連絡体制の整備	職員の防災連絡体制の整備や緊急連絡先の確認、電話の代替手段 ☆職員連絡網・・・P.5 および各事業所で作成 ☆職員等連絡先一覧・・・P.6 (P.11) ☆緊急連絡先一覧表・・・P.6 (P.12)
	④職員の招集・参集基準の決定	夜間・休日の職員を招集する基準や職員が自主的に参集する基準 ☆職員招集・参集基準・・・P.7、P.8
情 報 整 理	⑤施設利用者情報の把握	利用者の家族の連絡先など、利用者に関する情報を一覧表に整理 ☆施設利用者一覧表・・・各事業所で作成
	⑥情報の収集	警戒レベル3の情報が発表された場合には、リアルタイムで情報把握を行う。 気象情報等必要な情報の入手方法のリストアップ ☆気象・災害情報の入手先リスト（緊急連絡先一覧表より）・・・P.6、(P.12)
基 準 等 の 策 定	⑦施設の休業判断	通所施設における臨時休業の判断基準 ☆臨時休業判断基準・・・P.9
	⑧避難の判断	運営時の発災における避難等の判断基準の策定 ☆避難判断、避難方法等の判断基準・・・P.7～P.8
	⑨災害種別に応じた避難方法の検討	災害種別毎に施設内外の避難場所、避難経路、避難方法を定める ☆避難経路図・・・別添
安 全	⑩施設、設備の定期的な点検	年2回
	⑪施設周辺の定期的な点検	年2回

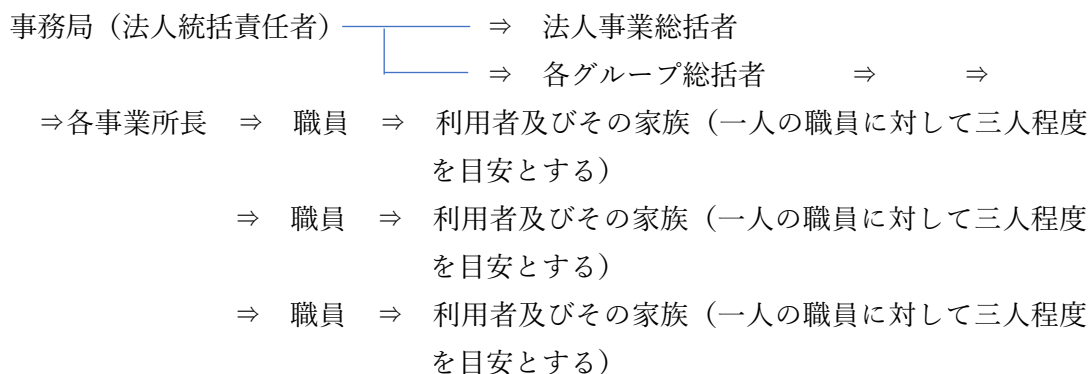
対策	⑫地域住民等とのネットワークづくり	
	⑬職員への防災教育	年2回
	⑭防災訓練の実施	年2回

【立地条件等】

- ・ハザードマップ（土砂災害、水害等）で各事業所所在地の指定状況はばたき・・・芹川洪水浸水想定区域(1/100 確率 0.5m～1.0m)
内水氾濫(1/200 確率 0.5m～1.0m)
- ・高齢部・・・芹川洪水浸水想定区域(1/100 確率 0.5m～1.0m)
内水氾濫(1/200 確率 0.5m～1.0m)
- ・ほほハウス・・・芹川洪水浸水想定区域(1/100 確率 0.5m未満)
内水氾濫(1/200 確率 0.5m～1.0m)
犬上川洪水浸水想定雨域(1/100 確率 0.5m未満)
内水氾濫(1/200 確率 0.5m～1.0m)
- ・きらめき・・・芹川洪水浸水想定区域(1/100 確率 0.5m未満)
内水氾濫(1/200 確率 1.0m～2.0m)

【職員連絡網】

- ・災害情報が、職員、利用者及びその家族に円滑・確実に伝達されるようにしておく。職員、利用者に変更があれば、その都度最新の状況とする。



- ★ 各事業所には携帯電話、メッセージまたはメール一斉配信とする。メッセージ、メール一斉配信を受信した場合は、返信すること。

【役割分担表】

担 当	業 務 内 容	担 当 者
総括責任者	・総括責任（避難の判断など防災対策についての指揮ほか全般）	法人統括責任者
情報収集・連絡担当	・気象予測情報の把握・災害情報把握	法人統括責任者、法人事業総括者

	<ul style="list-style-type: none"> ・職員への連絡、職員・職員家族の安否確認 ・関係機関との連絡、調整 ・利用者家族への連絡 ・ボランティア団体、近隣の社会福祉施設への救援の要請と活動内容の調整 ・避難状況のとりまとめ 	<p>事務局、各事業所</p> <p>事務局、各事業所 各事業所</p> <p>事務局、各事業所</p> <p>各事業所、事務局</p>
救護班	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の救出 ・負傷者への救急処置 ・負傷者の病院移送 	各事業所
安全対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の安全確認 ・施設、設備の被害状況確認 ・利用者への状況説明 ・利用者の避難誘導 ・利用者家族への引き渡し ・帰宅支援 ・火の元の確認、初期消火 	<p>各事業所</p> <p>各事業所</p> <p>各事業所</p> <p>各事業所</p> <p>各事業所</p> <p>各事業所</p> <p>各事業所</p>

【職員等連絡先一覧】

別表第1 (P.11)

【緊急連絡先一覧】

別表第2 (P.12)

【各事業所の班体制】(避難誘導班、施設確認班等)

別表第3 (P.13)

(2)その他の対応

- ・玄関出入口に物品を置かない。
 - ・日頃から、通路に物品を置かない。
 - ・ロッカー、戸棚等の転倒防止策を講じる。
 - ・火気設備周辺の引火防止策を講じる。
 - ・災害状況に応じた避難場所までの避難経路図の作成、利用者個々の避難方法の確認。
- 指定避難場所 はばたき・高齢部・・・平田小学校、彦根市福祉センター 等
- ぽぽハウス・・・平田小学校、中央中学校 等
- きらめき・・・佐和山小学校、東中学校 等
- ・知的障害者や精神障害者及び認知症者等の個々の特性の把握。
 - ・非常時持ち出し物品の明示。

IV 初動体制の確立

(1) 非常時対応室の設置

第一招集者を次に掲げる者とし設置する。

設置の目安：・震度5弱以上の地震が彦根市で感知された場合（地震）

- ・台風等で各事業所が立地する地域を対象に警戒レベル3等が出され、法人統括責任者が必要と認める場合

- ・その他、法人統括責任者が必要と認める場合（火災等）

メンバー：法人統括責任者、法人事業総括者、各グループ総括者、事務局責任者

主宰者：法人統括責任者

審議の内容：各種の情報をもとに法人の今後の対応方針を決定する。

職員への周知：上記結果を防災に関する事業所長（P.11）に周知する。

その他の職員の招集：今後の対応方針において、第一招集者では対応できないと判断されるときは第二招集者（防災に関する事業所長を兼ねる）さらには他の職員の招集を行う。

(2) 具体的対応

- ・台風等の進路が滋賀県付近を通過すると予想される場合は、下記項目について事前の準備をしておくこととする。

- ・事業所周辺の飛散可能性のある物品の固定または屋内への移動
- ・緊急時対応の連絡体制の確認
- ・緊急時対応のマニュアル確認

- ・事業所携帯電話の所持と、所持者の報告を事務局に行う。

- ・災害発生が予測される場合は、生命身体の安全確保を最優先にする。

- ・利用者特性に応じた対応

知的障害者や精神障害者、認知症者等には、気持ちを落ち着かせて避難誘導することに留意する。

- ・テレビやラジオの他、パソコンや携帯端末からも地震、大雨や台風等に関する情報を入手できるように準備しておく。

V 災害時等の行動

1 事業所開所時の対応

1-1 地震時

- ・震度5弱以上の地震が彦根市で感知された場合
- ・その他、事業継続に支障をきたす恐れがあるとき。

初期対応

- ・火の元を確認・・・出火していたら初期消火
- ・利用者の安全確保

- ・ 出口の確保
- ・ 施設が危険な状態であると判断した場合
 - 施設内にとどまることが危険な場合は、安全な場所や指定緊急避難場所などへ避難
 - 利用者をグルーピングして避難させる。
 - 利用者の家族へ状況報告
 - 各事業所の被害状況や利用者の状況を事務所へ報告
 - 職員家族の安否確認
 - 非常時持ち出し物品の持ち出し
 - 出勤している職員では対応に限界があると判断した場合は、休日・休暇取得の職員を招集する。
- ・ 施設が危険な状態でないと判断した場合
 - 余震に注意する
 - 安全を確保できる体制で待機する。
 - 安全確保を図りながら、事業の継続
 - 利用者の家族へ状況報告

1-2 風水害時

- ・ 警戒レベル3等が発令されたとき。
- ・ その他事業継続に支障をきたす恐れがあるとき。
 - ただし、現在の状況やその後の状況変化予測等に応じて臨機応変に対応することを妨げない。
 - 初期対応
 - ・ 避難又は避難の検討
 - ・ 利用者の家族へ自宅への送りの実施を連絡
 - (利用者の氏名、生年月日、薬、心身の状態や連絡先などがわかる一覧表を作成し、避難時に持ち出しができるよう備えておく。)
 - (家族との連絡がつかない場合、家族が事業所での滞在継続をどうしても望む場合は事業所での支援を継続)
 - ・ 送迎車両運転手の招集
 - ・ 送迎車両ごとの乗車者割り振り
 - ・ 送迎実施
 - ・ 水が差し迫ってきたときは、垂直避難も考えること。

2 事業所休所時の対応

2-1 地震時

参集者

・震度 5 弱以上の場合 第一招集者及び第二招集者（防災に関する事業所長を兼ねる）（P.11）は各事業所へ参集、事務局主任職以上の者は事務所へ参集
被害状況の確認・報告

・各事業所の被害状況を確認し事務所へ報告
対応等

・各事業所の被害状況を判断のうえ、必要に応じ、非常時対応室の設置を行う。

2-2 風水害時

台風等で各事業所が立地する地域を対象に警戒レベル 4 避難指示が出された場合・・・解除された後、第二招集者（防災に関する事業所長を兼ねる）は各事業所へ参集し、施設の状況を確認し事務局へ報告する。

暴風警報または特別警報が出た場合・・・解除された後、第二招集者（防災に関する事業所長を兼ねる）は各事業所へ参集し、施設の状況を確認し事務局へ報告する。

VI その他

1 事業所の休所等の判断

P.2 に記載する本マニュアルの適用範囲を対象とし、次に記載する状況に応じそれぞれの対応をとることとする。ただし、現在の状況やその後の状況変化予測等に応じて臨機応変に対応することを妨げない。

①児童に関するサービス

ア 学校登校日

サービス提供開始時刻 30 分前に警戒レベル 3 等が発令されているとき・・・休業

イ 学校登校日以外（長期休暇中や祝日、土曜日等）

サービス提供開始時刻前に警戒レベル 3 等が発令されているとき

時間	状況		対応策
8 時	発令中	⇒	11 時までサービスの見合わせ
11 時	解除	⇒	13 時からのサービス提供
	継続中	⇒	当日は休業

ウ サービス提供中に警戒レベル 3 等が発令されたとき・・・避難することを原則とするが、事業所内の安全な場所にとどまることや家族に迎えの可否を打診する。

②高齢部に関するサービス

ア サービス提供開始時刻前に警戒レベル 3 等が発令されているとき

時間	状況		対応策
8 時	発令中	⇒	11 時までサービスの見合わせ
11 時	解除	⇒	12 時 30 分からのサービス提供
	継続中	⇒	当日は休業

イ サービス提供中に警戒レベル3等が発令されたとき・・・避難することを原則とするが、事業所内の安全な場所にとどまることや家族に迎えの可否を打診する。

2 他の福祉施設や行政からの応援依頼

状況を聞き取り、短期・中期・長期のスパンにおいて、当法人で協力できる内容には最大限の協力を行う。

3 他の福祉施設への受入依頼

当法人の事業所において、業務継続が不可能と判断した場合は、業務再開までの目安をもとに、利用者の配慮事項を伝え関係事業所へ利用者の受け入れ手配を行う。

付則

1 このマニュアルは、2019年8月3日から施行する。

1 このマニュアルは、2020年7月29日から施行する。

1 このマニュアルは、2021年6月1日から施行する。

